

ID: 1855

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の2		
法令番号	平成24年法律第65号		
【根拠条文】 (特定子ども・子育て支援施設等の確認) 第58条の2 第30条の11第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日